

もとす広域連合

わっから

第82号

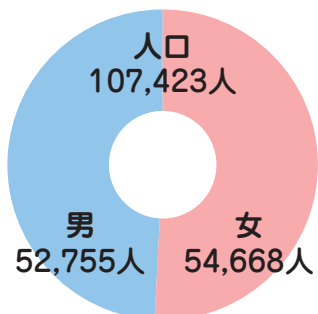
令和2年
9月1日発行

芸術の秋
お絵描きに集中

幼児療育
センター

管内の人口と世帯数

(令和2年7月1日現在)



主な内容

令和2年第2回もとす広域連合議会臨時会開催	2
職員募集	2
令和元年度人事行政の運営等の状況	3
もとす広域連合管内の介護保険利用状況	4・5
療育医療施設(幼児療育センター・休日急患診療所)	6
老人福祉施設大和園	7
地域包括支援センター	8

令和2年第2回
もとす広域連合議会臨時会開催

令和2年第2回もとす広域連合議会臨時会が、5月26日限りの1日間の会期で、本業市役所真正分庁舎内の議場において開催されました。

契約案件1件 監査委員選任同意の議案が上程され、いずれも慎重な審議の末、原案のとおり可決等されました。また、瑞穂市選出議員の改選等により、各委員会委員の選任及び正副委員長の互選、議長及び副議長の選挙が行われ、下記の議会構成となりました。

提出議案（広域連合長提出）

議案第9号 もとす広域連合衛生施設 基幹的設備改良工事請負 契約の締結について

当該工事に当たり、事後審査型制限付き一般競争入札を実施したところ、クボタ環境サービス(株)中部支店が落札し、約9,200万円で契約を締結することについて議会の議決を求めるもの。

議案第10号 もとす広域連合監査委員の選任について

議員のうちから選任する監査委員が欠員のため、村木俊文議員を選任したく、議会の同意を求めるもの。

もとす広域連合議会構成名簿

(瑞)：瑞穂市選出議員
(本)：本業市選出議員
(北)：北方町選出議員

職名	氏名
議長	若園 五朗 (瑞)
副議長	村瀬 明義 (本)
監査委員	村木 俊文 (北)

議会運営委員会	
職名	氏名
委員長	広瀬 武雄 (瑞)
副委員長	井野 勝巳 (北)
委員	棚橋 敏明 (瑞)
委員	村瀬 明義 (本)
委員	若原 敏郎 (本)
委員	村木 俊文 (北)

総務介護常任委員会	
職名	氏名
委員長	松野藤四郎 (瑞)
副委員長	鈴木 浩之 (北)
委員	若園 五朗 (瑞)
委員	寺町 茂 (本)
委員	村瀬 明義 (本)

療育医療衛生常任委員会	
職名	氏名
委員長	大西徳三郎 (本)
副委員長	村木 俊文 (北)
委員	馬淵ひろし (瑞)
委員	松野 貴志 (瑞)
委員	今木啓一郎 (瑞)

老人福祉常任委員会	
職名	氏名
委員長	若原 敏郎 (本)
副委員長	広瀬 武雄 (瑞)
委員	棚橋 敏明 (瑞)
委員	今枝 和子 (本)
委員	井野 勝巳 (北)

～職員募集～

1 正職員

①	職種	勤務地	業務	資格要件	給与	勤務時間、休暇等	応募締切り
	調理員	老人福祉施設 大和園	厨房での調理業務	概ね45歳までの方で調理師の資格を有する方	もとす広域連合例規による ※経験年数により初任給は変わります (例) 高卒で採用までの調理師経験年数が10年の場合 初任給19万円程 特殊勤務手当1万5千円程 合計：20万5千円+通勤・住居・扶養・期末勤勉手当等有	週38時間45分 1日7時間45分 (5時～19時15分の間で変則勤務)	令和2年 9月10日(木) 午後5時15分 必着

2 会計年度任用職員

	職種	勤務地	業務	資格要件	報酬(別途、通勤手当相当額支給有)	勤務時間、休暇等	応募締切り
①	介護職員	老人福祉施設 大和園	生活介護全般	無資格	時給897円～992円	日数時間応相談、有給休暇(平均年10日取得) 〈例〉・1日6時間(夜勤なし)、 月20日程度(月収11万円程度) ・1日7.5時間(夜勤なし)、 月20日程度(月収16万円程度) ・1日7.5時間(夜勤あり)、 月20日程度(月収19.5万円程度) ※条件により賞与別途あり(年1.2月)	随時
				介護初任者研修修了者	時給904円～1,028円		
				介護福祉士	時給911円～1,054円		
				介護福祉士(夜勤含む)	時給1,306円		
②	運転手		デイサービスの送迎	普通自動車免許	時給854円～883円	日数時間応相談、有給休暇あり 朝の送迎：8時～10時、夕方の送迎：15時～18時(合計1日5時間) 〈例〉・月20日程度(月収9万円程度) ※条件により賞与別途あり(年1.2月)	
③	調理員		厨房での調理業務	無資格 調理師免許	時給854円～960円 時給865円～994円	日数時間応相談、有給休暇あり 〈例〉・1日7.5時間(夜勤なし)、 月20日程度(月収15万円程度) ※条件により賞与別途あり(年1.2月)	
④	療育指導員	幼児療育センター	幼児療育センターにおける療育指導	幼稚園・小学校・特別支援学校等の教諭免許、保育士、臨床心理士、作業療法士、言語聴覚士等の資格を有する方	時給1,002円～1,267円 児童発達支援管理責任者研修修了者は1,355円	月曜日：午前8時30分～12時30分 火曜日～金曜日：午前8時30分～午後5時 ※勤務日数は応相談 ※条件により賞与別途あり(年1.2月) 〈例〉・時給1,267円で週34時間勤務の場合 月収：約1万7,200円 年収：約220万円	令和2年 9月10日(木) 午後5時15分 必着
⑤	受付事務	休日急患診療所	休日急患診療所の診療時間前の準備、窓口業務、診療時間後の残務整理	医療事務	日額12,300円 (1/2、1/3の勤務は18,450円)	休日急患診療所診療日(日曜日、祝日等)の中で、管理監督者が指示する日 午前8時30分～午後4時30分	

※兼業は可能ですが、1週間の勤務時間の合計によっては、採用できない可能性があります。詳しくはお問い合わせください。

〈応募書類〉

①～⑥ 履歴書、資格を証明する書類の写し

(問い合わせ・書類送付先)

①～④ もとす広域連合老人福祉施設大和園 経営管理係

⑤、⑥ もとす広域連合療育医療施設 幼児療育センター 総務係

TEL：0581-34-2555

〒501-1205

本業市曾井中島1156番地4

TEL：058-323-0584

〒501-0471

本業市政田500番地1

もとす広域連合人事行政の運営等の状況(令和元年度)

もとす広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の規定に基づき、令和元年度人事行政の運営等の状況をお知らせします。

職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員数

区分	平成31年4月1日	令和元年度中		令和2年4月1日
	職員数	退職者数	採用者数	職員数
一般行政職	81人	3人	3人	81人
医療職(看護師等)	10人	0人	1人	11人
医療職(栄養士等)	2人	0人	0人	2人
技能労務職	6人	2人	2人	6人
合計	99人	5人	6人	100人

※退職後に再任用となった職員を含みます。

(2) 級別職員数(平成31年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	合計
標準的職務	主事	主任	主査、係長又はこれに相当する職務	課長補佐の職務	総括課長補佐の職務	課長又はこれに相当する職務	事務局長又はこれに相当する職務	
一般行政職	14	35	21	8	2	1	0	81
構成比	17.28%	43.21%	25.93%	9.88%	2.47%	1.23%	0.00%	100.00%

※もとす広域連合の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。標準的職務とは、それぞれの級における代表的な職名です。

職員の人事評価の状況

区分	事務局長	次長、課長又は主幹	総括課長補佐又は課長補佐	主任主査又は係長	主査以下
1次評価者	広域連合長	事務局長	課長	総括課長補佐又は課長補佐	主任主査又は係長
2次評価者	-	広域連合長又は担任副広域連合長	事務局長	課長	課長
評価項目	能力評価及び業績評価				
評価期間	能力評価：4月1日から9月30日まで及び10月1日から翌年3月31日まで 業績評価：4月1日から翌年3月31日まで				
活用分野	任用、給与、分限その他の人事管理の基礎				

職員の給与の状況

(1) 平均給料月額及び平均年齢(平成31年4月1日現在)

区分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	263,931円	40歳0月
医療職(看護師等)	277,820円	45歳8月
医療職(栄養士等)	301,500円	43歳4月
技能労務職	225,167円	39歳3月

(2) 初任給基準(平成31年4月1日現在)

区分	試験			その他
	大学卒	短大卒	高校卒	高校卒
一般行政職	180,700円	161,300円	148,600円	144,100円
区分	大学卒	短大卒	短大2卒	看護課程が所卒
医療職(看護師等)	210,900円	198,800円	190,500円	163,000円
区分	大学卒	短大卒	短大3卒	
医療職(栄養士等)	186,900円	164,700円	175,700円	
区分	高校卒	中学卒		
技能労務職	146,000円	138,000円		

(3) 職員手当(平成31年4月1日現在)

扶養手当	・配偶者 月額6,500円 ・配偶者以外の扶養親族 1人につき (子) 月額10,000円 (父母等) 月額6,500円 ・特定加算 月額 5,000円 ※満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある扶養親族の子に対する加算
住居手当	・家賃の額が月額12,000円を超える借家等 月額27,000円以内
通勤手当	・通勤距離(片道) 2km以上に及び 自家用車使用者 月額2,000円~31,600円 交通機関等利用者 定期券等額
特殊勤務手当	・老人福祉手当 日額515円(看護師等) 日額840円(介護職員等) 日額805円(調理員) ・老人福祉手当 月額18,000円(介護支援専門員) ・し尿処理手当 日額700円 ※1日当たり支給額は1日の時間数が6時間以上で適用4時間以上6時間未満は1/2適用
時間外勤務手当	・正規の勤務時間を超えて勤務した場合 勤務日における時間外勤務1時間につき 時間単価×1.25倍 週休日における時間外勤務1時間につき 時間単価×1.35倍
宿日直手当	・1回4,400円
管理職員特別勤務手当	・1回8,000円
夜間勤務手当	・深夜(22時から翌朝5時の間) 勤務した場合 勤務1時間につき 時間単価×0.25倍
休日勤務手当	・祝日及び年末年始の休日に勤務した場合 勤務1時間につき 時間単価×1.35倍
管理職手当	・管理又は監督の地位にある職員(6級以上)に定額を支給 その地位の職に応じて 月額27,800円から66,400円まで
期末手当	・6月期 1.3月分 12月期 1.3月分
勤奨手当	・勤務成績に応じて支給 給料等月額×期間率×成績率

職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間

勤務時間		閉庁日
始業時刻	終業時刻	
午前8時30分	午後5時15分	日曜日及び土曜日 国民の祝日に関する法律に規定する休日 12月29日から翌年の1月31日までの日

(2) 年次有給休暇(付与日数・期間 1年につき20日)

取得の状況(平成31年1月1日~令和元年12月31日)				
総付与日数(A)	総使用日数(B)	対象職員数(C)	平均取得日数(B)/(C)	取得率(B)/(A)
3,724日	614日	99人	6.2日	16.5%

(3) その他の休暇制度

種類	付与日数・期間等
病欠休暇	必要最小限度の期間
公民権行使のための休暇	必要と認められる期間
公の職務執行のための休暇	必要と認められる期間
骨髄若しくは末梢血幹細胞提供のための休暇	必要と認められる期間
社会貢献活動のための休暇	1年につき5日の範囲内の期間
結婚休暇	連続する5日間の範囲内の期間
出産休暇	6週間(多胎妊婦の場合にあつては、14週間)以内に産する予定である場合には出産日までの期間、出産した場合には出産日の翌日から8週間を経過する日までの期間
保育時間休暇	1日2回それぞれ30分以内の期間
妊婦の通勤緩和のための休暇	2日の範囲内の期間
妊産婦等の健康診査等のための休暇	必要と認められる期間
妻の出産休暇	2日の範囲内の期間
育児参加休暇	5日の範囲内の期間
子の看護休暇(小学校就学前)	1年につき5日の範囲内の期間
短期介護休暇(要介護者の介護)	1年につき5日の範囲内の期間
引引休暇	死亡した者の続柄に応じ1日から7日の範囲内の期間
法要休暇	1日の範囲内の期間
夏季休暇	7~9月内で原則として連続する3日の範囲内の期間
災害又は交通機関の事故等による休暇	事由に応じ、7日の範囲内の期間又は必要と認められる期間
介護休暇	介護を必要とする状態ごとに、連続する6月の期間内

職員の休業の状況

(1) 育児休業の状況

区分	男性	女性
育児休業の承認件数	0件	1件
育児休業期間延長の承認件数	0件	0件

(2) 配偶者同行休業の状況

区分	件数
配偶者同業休業の申請件数	0件
配偶者同業休業の承認件数	0件

職員の分限及び懲戒処分状況

処分内容	処分者数	処分事由
分限処分		
免職	0人	
休職	3人	心身の故障及び病気のため
降任	0人	
降給	0人	
懲戒処分		
免職	0人	
停職	0人	
減給	0人	
戒告	0人	

職員の服務の状況

区分	申請件数	許可件数
営利企業等の従事の許可申請	0件	0件
職務専念義務の免除	1件	1件

職員の退職管理の状況

本広域連合では職員の退職管理を適正に確保するため、「もとす広域連合職員の退職管理に関する条例」及び「もとす広域連合職員の退職管理に関する規則」を定め、元職員による現職職員への働きかけを規制するなど適正な退職管理に取り組んでいます。

職員の研修の状況

区分	受講者数(延べ人数)	
岐阜県市町村振興協会市町村研修センター	53人	
その他	本庁	4人
	療育医療施設	185人
	衛生施設	14人
老人福祉施設	78人	

職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康診断の状況

年代別定期健康診断	受診者数
	93人

(2) 共済制度

- ・岐阜県市町村職員共済組合に加入
- (3) 公務災害補償制度
- ・地方公務員災害補償基金岐阜支部に加入

公平委員会の業務の状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

- ・該当なし

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況

- ・該当なし

もとす広域連合管内の介護保険利用状況

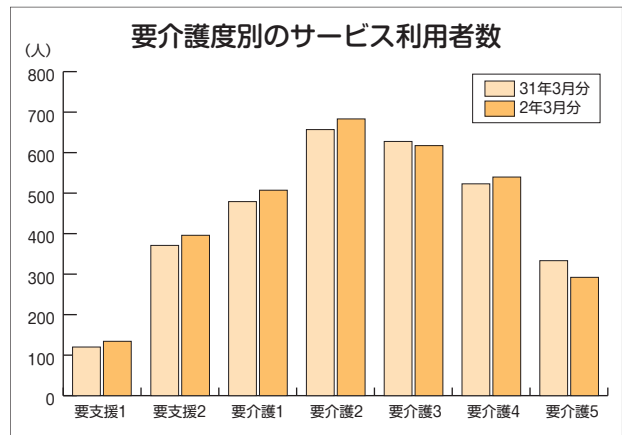
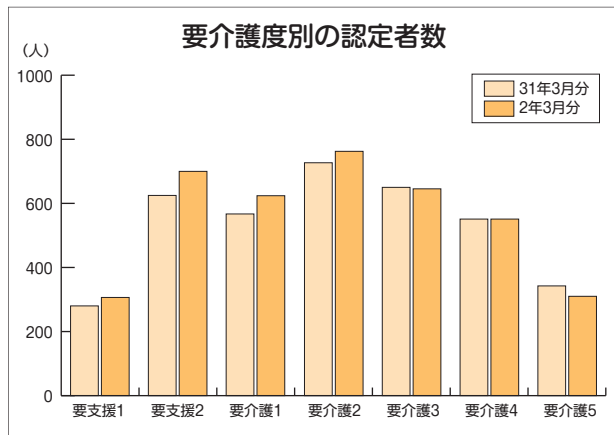
①もとす広域連合管内（瑞穂市・本巣市・北方町）の状況

区分	平成31年3月末	令和2年3月末
総人口（人）A	107,381	107,449
65歳以上人口（人）B	26,094	26,451
高齢化率（%）B/A	24.3	24.6

区分	平成31年3月末	令和2年3月末
認定者数（人）C	3,807	3,894
利用者数（人）D	3,117	3,176
認定率（%）C/B	14.6	14.7
利用率（%）D/C	81.9	81.6

②要介護度別の認定者数・サービス利用者数

認定区分	認定者数（人）		サービス利用者数（人）	
	平成31年3月末	令和2年3月末	平成31年3月末	令和2年3月末
要支援1	287	306	120	136
要支援2	637	700	372	397
要介護1	579	622	480	508
要介護2	743	761	658	683
要介護3	662	645	629	618
要介護4	551	551	524	541
要介護5	348	309	334	293
合計	3,807	3,894	3,117	3,176



③在宅サービス・施設サービスの利用割合

サービス区分	利用者数の構成比（%）		費用額の構成比（%）	
	平成31年3月末	令和2年3月末	平成31年3月末	令和2年3月末
在宅サービス	77.6	76.8	63.9	62.2
施設サービス	22.4	23.2	36.1	37.8

④在宅サービス・施設サービスの利用状況（1ヶ月分）

※各年度の利用状況として、3月の1ヶ月分を示しています。

サービス区分		平成31年3月分	令和2年3月分
在宅	利用者数（人）	2,420	2,440
	費用額（千円）	360,810	366,116
	1人当たり費用月額（円）	149,095	150,048
	※対支給限度額比率（%）	51.1	51.6
施設	利用者数（人）	697	736
	特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)	474	468
	特別養護老人ホーム(地域密着型介護老人福祉施設)	45	60
	老人保健施設	178	201
	療養型医療施設（医療院）	5	10
	費用額（千円）	203,533	222,928
1人当たり費用月額（円）	292,012	302,892	

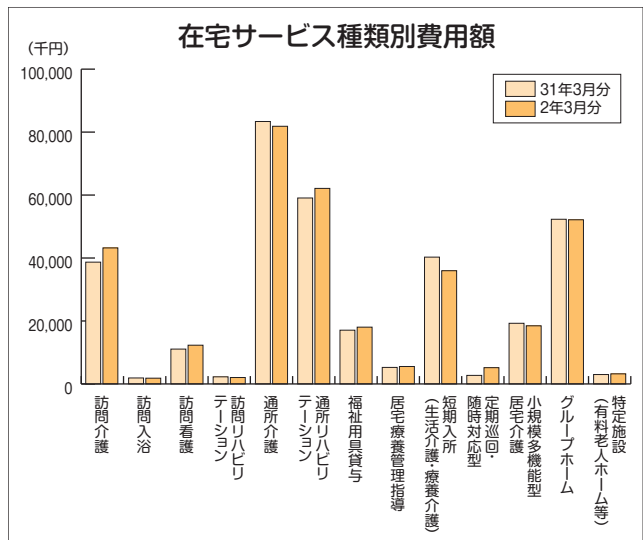
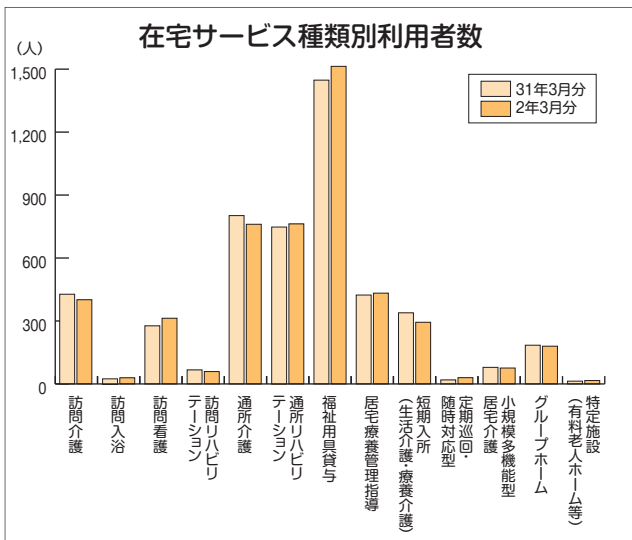
※対支給限度額比率とは、要介護度に応じて介護保険で利用できる在宅での介護サービスの支給限度額に対して、実際に利用した額の比率です。この数字が高ければ、在宅サービスがよく使われていることを表します。

⑤在宅サービス種類別利用者数・費用額（1ヶ月分）

※各年度の利用者数・費用額の状況として、3月の1ヶ月分を示しています。

サービス区分	利用者数（人）		費用額（千円）	
	平成31年3月分	令和2年3月分	平成31年3月分	令和2年3月分
訪問介護	427	401	38,635	43,253
訪問入浴	26	29	1,975	1,888
訪問看護	278	313	11,080	12,269
訪問リハビリテーション	67	59	2,237	2,069
通所介護	802	761	83,237	81,849
通所リハビリテーション	749	763	58,974	62,180
福祉用具貸与	1,448	1,514	17,050	18,097
居宅療養管理指導	424	433	5,298	5,545
短期入所（生活介護・療養介護）	339	294	40,198	35,977
定期巡回・随時対応型	20	30	2,674	4,698
小規模多機能型居宅介護	80	77	19,233	18,399
グループホーム	185	181	52,203	52,233
特定施設（有料老人ホーム等）	14	16	2,981	3,222
合計	4,859	4,871	335,775	341,679

※一人の利用者で複数の項目に該当する場合があります。



⑥福祉用具購入と住宅改修の利用者数・費用額（年度）

区分	利用者数（人）			費用額（千円）		
	平成30年度	令和元年度	伸率（%）	平成30年度	令和元年度	伸率（%）
福祉用具購入	280	266	△5.0	8,387	7,610	△9.3
住宅改修	296	330	11.5	28,900	28,014	△3.1

⑦住宅改修工事種別件数（年度）

工事区分	工事種別件数（件）		
	平成30年度	令和元年度	伸率（%）
手すりの取付	280	295	5.4
段差の解消	66	91	37.9
床材等の変更	22	25	13.6
引き戸等への扉の改修	22	39	77.3
便器の取替	9	9	0.0
合計	399	459	15.0

※一人の利用者で複数の項目に該当する場合がありますので⑥の住宅改修の利用者数と一致しません。

こんにちは幼児療育センターです

幼児療育センターでは、様々な活動(遊び)を通して、子どもたちの発達を促しています。今回は幼児療育センターでの活動の1つ「サーキット遊び」をご紹介します。サーキット遊びとは、遊具をコースのように組み、様々な動きを組み合わせ周回する運動遊びで、子どもたちの大好きな遊びです。幼児療育センターでは、お子さんの様子に合わせて遊具の組み合わせや難易度、補助の仕方を変えることで、それぞれのお子さんに合わせて発達支援をしています。

【注意力を育てる】

梯子を四つ這いで渡る時に、手や足を置く場所をしっかりと見て踏み外さないように取り組むことで注意力が高まります。



【バランス能力や調整力を養う】

平均台を渡ったり、高いところから目的のところへ飛び降りたりといった運動を通してバランスをとったり、力の調節をします。梯子を四つ這いで渡るには、手足の協調動作も必要です。

【ルールを守る・他者を意識する】

決まったコースを通ることや順番を守ることを意識できるようになったり、友達の様子を見ながら参加したりすること、大人の「3.2.1」の合図でジャンプするなど、他者を意識した活動になります。



【筋力を高める】

日常生活や遊びの中で、筋力をつけることは重要です。サーキット遊びでは、重いものを引っ張る、押す、ぶら下がる、よじ登るなどの動きを通し、筋力をつける動きを経験しています。



サーキット遊びの特長

【身体への意識を高める】

カラーブロックやトンネルをくぐる動作は自分の身体の大きさや遊具との位置関係、距離などの意識を高めます。



【達成感を得る】

スタートとゴールを設定し、始まりや終わり(成果)を分かりやすくすることで、1周ごとに「できた」という達成感を得ることができるよう工夫しています。

ゴール

スタート

※検温・消毒の実施やマスクの着用、人との距離を保つなど、感染予防対策に留意しながら活動しています。



- 診療科目 / 内科、小児科
- 診療時間 / 午前9時～正午
(受付は午前11時30分まで)
午後1時～4時
- 診療日 / 日曜日、祝日
- 場所 / 北方町北方3219-25
(北方警察署東隣)
- 電話 / 058-323-0523
(診療日・時間のみ)
- ※当番医につきましては、もとず医師会ホームページを参照してください。
- ※受診時は医療保険証をお持ちください。
- ※薬は原則、当日分のみ処方となります。

休日急患 診療所のご案内



地域の皆様のご支援に感謝いたします

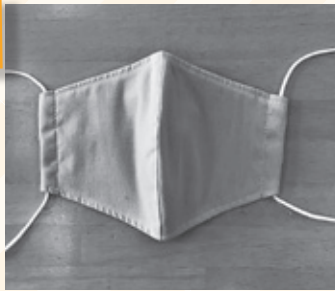
世界中で新型コロナウイルス感染症が猛威を振るう中、岐阜県においても感染症が拡大し、マスク等の感染予防物資の品薄も重なったことから、多数の高齢者が生活している当園も大きな危機感をもっていました。また、感染症拡大予防対策により、施設への立ち入りや面会、入居者の外出を制限させていただいたり、人が密になる行事も中止とし、入居者の中にはストレスがたまっている方もみえました。

そうした中で、地域の皆様の温かいご支援は大変うれしく心温まるものでした。

～手作りマスク～



石田奈子さん（真正中学校2年生）から手作りマスク（100枚）を寄付していただきました。



感染症が流行している大変な状況下で働いている介護職員の力になりたいとの思いから、材料などを自分で用意して、お母さんにミシンの使い方を習い作成していただきました。



職員一同、大切に使用させていただき、感染症の予防に努めていきたいと思っております。

しょうぶ ～菖蒲～



糸貫川流域発展会会長 加納健次さんより菖蒲をいただきました。

菖蒲湯に浸かった入居者からは、「これからも元気に過ごせそう」や「子供が小さい頃は家でも菖蒲湯入ったよ」など、嬉しそうな声が上がりました。

感染症の影響で外出などができない中、入居者の皆様には楽しいひと時を過ごしていただくことができました。



大和園はボランティアや地域の皆様のご支援に支えられてきました。皆様に恩返しができるよう、地域福祉への貢献に努めていきます。

今後とも温かいご支援をいただければ幸いに存じます。

地域みんなで防ごう高齢者虐待

高齢者虐待は私たちの身近にある問題です。背景には介護による疲れやストレスなどさまざまな要因があり、全国的にも年々増加しています。

高齢者やその家族が、心身ともに健やかに暮らしていけるように、地域ぐるみで見守りましょう。

高齢者虐待とはどんなこと？

- 身体的虐待** 身体に傷やアザ、痛みを与える暴力
- 心理的虐待** 無視する、怒鳴る、言葉の暴力など
- 性的虐待** 本人が同意していない性的な行為やその強要
- 経済的虐待** 必要なお金を渡さない、年金を勝手に使うなど
- 介護放棄** 食事を与えない、治療を受けさせないなど



私たちにできること

住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせるように、虐待を未然に防ぎ、助け合える地域づくりが望めます。一人一人ができることから始めましょう。

気づきの1歩

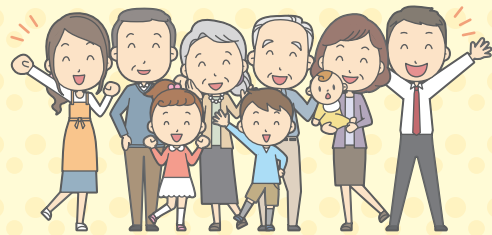
近所の家から怒鳴り声が聞こえたり、顔や身体に傷を見つけた場合は、「虐待かも?」と気をつけましょう。

見守りの1歩

夜になっても部屋の明かりがつかない、最近姿を見ないなど普段と違った様子がないか見守りましょう。

助け合いの1歩

高齢者や介護者にあいさつをしましょう。元気がないときは声をかけましょう。



「高齢者虐待防止法」により、虐待のおそれがある高齢者を発見した場合は通報する義務があります。少しでもおかしいと思ったら、下記の窓口へ連絡をしてください。

《各市町の地域包括支援センターの連絡先》

瑞穂市地域包括支援センター	〒501-0222 瑞穂市別府1283番地（瑞穂市総合センター1階） 電話：058-327-4118 FAX：058-327-5304
本巣市地域包括支援センター	〒501-0466 本巣市下真桑1199番地1（本巣市真正老人福祉センター内） 電話：058-324-5166 FAX：058-324-5167
北方町地域包括支援センター	〒501-0492 本巣郡北方町長谷川1丁目1番地（北方町役場内） 電話：058-323-5540 FAX：058-323-2114